山元町移住・定住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住・定住を促進することで、人口減少の抑制と人口構成の適正化を図るため、町内で定住するために住宅を新築、購入若しくはリフォームした新婚世帯、子育て世帯等又は新たに転入する者に町内での住宅取得を促し定住させた住宅関連業者に対し、予算の範囲内で山元町移住・定住支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、山元町補助金等交付規則(平成4年山元町規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 定住 継続して住むことを前提に住所を定め、住民として住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第5条の規定による住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。
 - (2) 新婚世帯 補助金の交付申請日(以下「申請日」という。)において、年齢 の合計が90歳以下であり、かつ、婚姻届を届出した日から起算して8年を経 過した日までの夫婦(再婚者を含む。)からなる世帯をいう。
 - (3) 子育て世帯 申請日の属する年度の末日における年齢が18歳以下の子(母子健康手帳で確認できる胎児を含む。)を扶養し、かつ、その子と同居している世帯をいう。
 - (4) 新規転入者 新たに転入する者のうち、申請日において、他の市町村の住民基本台帳に直近で2年以上記録されている者(日本の国籍を有しない者にあっては、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第22条第2項の規定による永住許可を受けた者、同法第19条の3の規定による中長期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者(以下「外国人」という。)である者)であり、かつ、次条で規定する補助金の対象となる事業が完了したときまでに、住基法第22条の規定による転入の届出(外国人にあっては同法第30条の46又は同法第30条の47の規定による届出)により、本町の区域内に新たに住所を定め、定住をする者をいう。ただし、転入の届出により定住をし、町が支援する農業研修事業等を受講して就農の準備をする者又は山元町地域おこし協力隊設置要綱(令和2年山元町告示第20号)第3条に規定する協力隊の隊員に委嘱された者等については、当該研修事業又は地域おこし協力隊の活動等を終了してから1年を経過する日までの間を新規転入者として取り扱うものとする。

- (5) 坂元地区転入者 前号で規定する新規転入者のうち、住宅を取得して住所の大字が坂元又は真庭地区内に転入する者をいう。ただし、山元町津波防災区域に関する条例(平成23年山元町条例第33号。以下「条例」という。)第2条第1項及び同条第2項で定めた津波防災区域のうち、第1種区域又は第2種区域に区分された区域に転入する者を除く。
- (6) Uターン世帯 住宅取得奨励事業又は住宅リフォーム支援事業に係る申請日において、第4号で規定する新規転入者が属する世帯が、第2号に規定する新婚世帯又は第3号に規定する子育て世帯であり、かつ、世帯の構成員の何れかに、本町の住民基本台帳に過去5年以上の期間、住民として記録されていた者がいる世帯をいう。ただし、条例第2条第1項及び同条第2項で定めた津波防災区域のうち、第1種区域又は第2種区域に区分された区域に転入する世帯を除く。
- (7) 町在住者等 申請日において、現に本町の区域内に住所を有し、本町の住民 基本台帳に記録されている者又は新たに転入する者のうち、他の市町村の住民 基本台帳に記録されている期間が直近で2年に満たない者をいう。
- (8) 新築住宅取得 自己の居住の用に供するため、町内で住宅を建築又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第2項に規定する新築住宅として購入することにより取得(建築又は購入に関する契約書を取り交わさずに取得した場合又は相続、贈与等により対価を伴わずに取得したとみなされる場合を除く。)して、自己の名義による不動産登記法(平成16年法律第123号)第3条で規定する権利に関する登記を完了することをいう。ただし、条例第2条第1項及び同条第2項で定めた津波防災区域で取得する住宅については、条例第3条第1項の規定により許可を受けた住宅又は同条第2項及び同条第3項に規定する町長が別に定める構造の住宅であることを条件とする。
- (9) 中古住宅取得 自己の居住の用に供するため、建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は過去に居住の用に供されたことのある町内の住宅を購入(購入に関する契約書を取り交わさずに取得した場合、自己又は配偶者の2親等以内の親族から購入した場合又は相続、贈与等により対価を伴わずに取得したとみなされる場合を除く。)して、自己の名義による権利に関する登記を完了することをいう。
- (10) 住宅取得費 新たに取得する住宅の建築又は購入に要した経費のうち、附帯 工事費等を除いた建物本体の工事費又は土地価格を除いた建物価格をいう。た だし、新たに取得する住宅が併用住宅の場合は、店舗、事務所等の用に供され る非住宅部分に係る工事費を除くものとする。
- (11) 住宅リフォーム 自己の居住の用に供するため、町内の既存住宅(自己が所有する住宅又は自己の2親等内の親族が所有する住宅に限る。)の全部又は一

部に対して行う、工事費の総額が50万円を超える別表第1に掲げる増築、改築又は住環境の維持又は向上を図るための請負工事であって、別表第2に掲げる工事を除くものをいう。ただし、条例第2条第1項及び同条第2項で定めた津波防災区域で行う工事にあっては、条例第3条及び条例第4条の規定による町長が別に定める構造による工事であることを条件とする。

- (12) 町内事業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者のうち、法人にあっては町内に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準じるもの)を設けて建設業を営む者及び個人事業者にあっては町内に主たる事業所を設けて建設業を営む者をいう。
- (13) 土地取得 第8号の規定による新築住宅取得のために、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「宅建業法」という。)第2条第1号に規定する宅地(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地にあっては、同法第4条又は同法第5条の規定により住宅敷地にするための用途変更(農地の転用)許可申請がなされた土地)を、新築住宅取得に係る契約日から起算して前1年の間に、20万円を超える額で購入することにより取得(購入に関する契約書を取り交わさずに取得した場合、自己又は配偶者の2親等以内の親族から購入した場合又は相続、贈与等により対価を伴わずに取得したとみなされる場合を除く。)して、自己の名義による権利に関する登記を完了することをいう。
- (14) 契約 新築住宅取得、中古住宅取得、住宅リフォーム又は土地取得のために 、自己が申込みをして締結する契約をいう。
- (15) 指定区域 下水道法(昭和33年法律第79号)による事業認可を受け、町が特定環境保全公共下水道事業として公共下水道の整備を計画する事業区域及び農業集落排水事業区域として指定している区域をいう。ただし、条例第2条第1項及び同条第2項で定めた津波防災区域のうち、第1種区域又は第2種区域に区分された区域を除く。
- (16) 住宅関連業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者又は宅建業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者のうち、法人にあっては営業所(本店若しくは支店又は政令で定めるこれに準じるもの)を設けて事業を営む者及び個人事業者にあっては主たる事業所を有し事業を営む者をいう。
- (17) 定住紹介 定住するために新たに住宅を取得して補助金の交付を受けようとする新規転入者(以下「定住希望者」という。)に対して、町内での住宅の取得等(土地取得を含む。)を請負、売買又は仲介により成立させ、当該住宅に定住させることをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の表の第1

欄に掲げる各事業とし、その要件は同表第2欄に掲げるものとする。

補助事業	補助事業の要件
住宅取得奨励事業	令和7年4月1日以降の契約による新築住宅取得
	令和7年4月1日以降の契約による中古住宅取得
住宅リフォーム支 援事業	令和7年4月1日以降の契約による住宅リフォーム
定住紹介奨励事業	住宅取得奨励事業に係る令和7年4月1日以降の定住紹介(令和7年4月1日以前に補助金の交付決定を受けた定住希望者が令和7年4月1日以降に定住した場合を含む。)

(交付対象者)

- 第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 前条に規定する補助事業の要件である契約を締結した者(連名による契約の場合は主となり契約した者)で、かつ、当該補助事業を行う者
 - (2) 補助金の対象となる住宅に住所を定める予定の世帯員(18歳以下の子を除く。以下、「同居予定世帯員」という。)全員が地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する市町村税を滞納していない者(本町の区域内に住所を有する者にあっては、山元町行政サービス制限実施要綱(平成21年山元町告示第15号。以下「実施要綱」という。)第2条に定める公共料金を滞納していない者)
 - (3) 第6条第1項第1号において補助事業の対象者とする次に掲げるいずれかに 該当する者
 - ア 新規転入者
 - イ 新婚世帯
 - ウ 子育て世帯
 - (4) 補助金の対象となる住宅に5年以上定住する意思がある者
 - (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者でない者
 - (6) 国、地方公共団体その他の公的機関から、第5条第1項各号に規定する対象 経費に対する給付金等を別に交付されていない者(子育てグリーン住宅支援事 業等、新築住宅の省エネ化に係る工事に対する国の補助金を除く。)
 - (7) 町内で被災し、次に掲げる給付金等を交付された者と同一世帯に属していない者

- ア 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第3条の規定による被 災者生活再建支援金
- イ 山元町被災者住宅再建支援金支給要綱(令和3年山元町告示第40号)に 基づく、令和3年2月13日福島県沖を震源とする地震に係る宮城県被災者 住宅再建支援事業補助金交付要綱第3条の対象となる被災者住宅再建支援金
- ウ 東日本大震災に係る防災集団移転促進事業の補助金又は津波被災住宅再建 支援のための補助金
- エ その他被災住宅の再建や補修のための補助金等
- (8) 山元町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱(平成30年山元町告示第56号)、山元町要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事助成事業補助金交付要綱(平成29年山元町告示第77号)による補助金その他耐震及び劣化対策のための補助金等を受けて住宅の耐震改修工事を行う者と同一世帯に属していない者
- (9) 山元町高齢者等住宅改良支援事業実施要綱(平成9年山元町要綱第4号)による補助金、介護保険法(平成9年法律第123号)による居宅介護(介護予防)住宅改修費、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による住宅改修費の支給等を受けて住宅改修を行う者と同一世帯に属していない者
- (10) がけ地近接等危険住宅移転事業による補助金又は公共工事に伴う移転補償及 び損害補償を受けて住宅移転を行う者と同一世帯に属していない者
- (11) 過去に同じ補助事業による補助金の交付を受けていない者
- (12) 定住する地域の自治組織に加入して地域活動に参加する意思を有する者
- 2 前項の規定は、住宅取得奨励事業又は住宅リフォーム支援事業における補助金の交付対象者に限るものとし、定住紹介奨励事業の補助金の交付対象者については次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 定住希望者に対する定住紹介において主たる役割を担った住宅関連業者
 - (2) 定住希望者から山元町移住・定住支援補助金定住紹介証明書(様式第7号による証明を受けた住宅関連業者

(対象経費)

- 第5条 補助金の対象経費は、次に掲げるいずれかの経費とする。
 - (1) 住宅取得費(住宅取得奨励事業)
 - (2) 別表第1に掲げる工事に要した経費(住宅リフォーム支援事業) (補助金の額及び交付期間)
- 第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の基本となる額(基本補助額) と条件に応じて加算される額(加算補助額)を合算した額とし、1,000円未 満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 基本補助額 次の表の第1欄に掲げる補助事業の基本補助額は、同表の第2

欄に掲げる対象者に応じて同表の第3欄に掲げる額とする。ただし、住宅取得費が同表の第3欄に掲げる額に満たない場合は、住宅取得費の額を基本補助額とする。

補助事業	対象者	基本補助額
	新規転入者で新婚世帯又は 子育て世帯の者	150万円
住宅取得奨励事業 (新築住宅取得)	町内在住者等で新婚世帯又 は子育て世帯の者	120万円
	新規転入者	50万円
	新規転入者で新婚世帯又は 子育て世帯の者	100万円
住宅取得奨励事業 (中古住宅取得)	町内在住者等で新婚世帯又 は子育て世帯の者	70万円
	新規転入者	20万円
住宅リフォーム支 援事業	新婚世帯又は子育て世帯の 者	別表第1に掲げる工事に 要した経費の総額の1/ 3の額で上限50万円
定住紹介奨励事業	定住希望者に定住紹介をし た住宅関連業者	10万円

(2) 加算補助額 次の表の第1欄に掲げる補助事業の加算補助額は、同表の第2 欄に掲げる対象条件に応じて同表の第3欄に掲げる額とする。

補助事業	対象条件	加算補助額
住宅取得奨励事業 (新築住宅取得)	町内事業者との契約	30万円
	本町の区域内での土地取得	20万円
	指定区域での取得	30万円
	坂元地区転入者が取得	30万円

	Uターン世帯が取得	10万円×世帯員数
住宅取得奨励事業	坂元地区転入者が取得	30万円
(中古住宅取得)	Uターン世帯が取得	10万円×世帯員数
	町内事業者との契約	10万円
住宅リフォーム支 援事業	Uターン世帯が工事(別に 住宅取得奨励事業を申請し て加算されている場合は除 く。)	10万円×世帯員数

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、契約を締結した日(定住紹介奨励事業は定住希望者が転入した日)以降に、山元町移住・定住支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次の表の第1欄に掲げる補助事業に応じて同表の第2欄に掲げる申請書類を添付して速やかに町長に提出することにより交付の申請を行うものとする。

補助事業	申請書類
住宅取得奨励事業 (新築住宅取得)	(1) 申請概要書(様式第1号別紙1) (2) 同居予定世帯員全員の誓約書(様式第2号) (3) 契約の内容確認ができる請負契約書又は売買契約書の写し (4) 設計図書(平面図等)の写し (5) 契約の時点での土地及び建物所有者が確認できる不動産全部事項証明書又は登記情報提供サービスで取得した不動産登記情報(住宅を建築する場合、購入する住宅が未登記の場合は土地登記情報のみを提出) (6) 同居予定世帯員全員の納税証明書等(本町の区域内に住所を有する者は公共料金の納入状況確認同意書を提出) (7) 補助金の交付を受けようとする者の戸籍附票(新規転入者が申請する場合に提出) (8) 補助金の交付を受けようとする者の戸籍謄本(新婚世帯の者が申請する場合に提出) (9) 補助金の交付を受けようとする者の住民票謄本(

	子育て世帯の者が申請する場合に提出) (10) 国土交通大臣又は宮城県知事から発行された建築 業許可通知書の写し又は履歴事項全部証明書等の本 店所在地及び建設業種が確認できる書類(町内事業 者と契約した場合に提出) (11) 土地購入に係る契約書の写し(土地取得をした場 合に提出) (12) 本町での過去の住所履歴を証明できる戸籍附票(Uターン世帯の場合に提出) (13) その他町長が必要と認める書類
住宅取得奨励事業(中古住宅取得)	(1) 申請概要書(様式第1号別紙1) (2) 同居予定世帯員全員の誓約書(様式第2号) (3) 契約の内容確認ができる売買契約書の写し (4) 設計図書若しくは現況図面の写し又は不動産販売図面 (5) 契約の時点での土地及び建物所有者が確認できる不動産全部事項証明書又は登記情報提供サービスで取得した不動産登記情報 (6) 同居予定世帯員全員の納税証明書等(本町の区域内に住所を有する者は公共料金の納入状況確認同意書を提出) (7) 補助金の交付を受けようとする者の戸籍附票(新規転入者が申請する場合に提出) (8) 補助金の交付を受けようとする者の戸籍謄本(新婚世帯の者が申請する場合に提出) (9) 補助金の交付を受けようとする者の住民票謄本(子育て世帯の者が申請する場合に提出) (10) 本町での過去の住所履歴を証明できる戸籍附票(Uターン世帯の場合に提出) (11) その他町長が必要と認める書類

住宅リフォーム支援事業	(1) 申請概要書(様式第1号別紙2) (2) 同居予定世帯員全員の誓約書(様式第2号) (3) 工事内容の確認ができる住宅リフォーム契約書の写し及び内訳明細書(又は見積書)の写し (4) 設計図面(工事個所を確認できる図面) (5) 建物所有者が確認できる建物全部事項証明書又は登記情報提供サービスで取得した建物登記情報 (6) 同居予定世帯員全員の納税証明書等(本町の区域内に住所を有する者は公共料金の納入状況確認同意書を提出) (7) 補助金の交付を受けようとする者の戸籍謄本(新婚世帯の者が申請する場合に提出) (8) 補助金の交付を受けようとする者の住民票謄本(子育て世帯の者が申請する場合に提出) (9) 国土交通大臣又は宮城県知事から発行された建築業許可通知書の写し又は履歴事項全部証明書等の本店所在地及び建設業種が確認できる書類(町内事業者と契約した場合に提出) (10) 補助金の交付を受けようとする者の戸籍附票(リターン世帯の場合に提出) (11) 本町での過去の住所履歴を証明できる戸籍附票(リターン世帯の場合に提出) (12) その他町長が必要と認める書類
定住紹介奨励事業	 (1) 申請概要書(様式第1号別紙3) (2) 山元町移住・定住支援補助金定住紹介証明書(様式第3号) (3) 山元町移住・定住支援補助金交付請求書(様式第10号) (4) 定住紹介の内容確認ができる請負契約書又は売買契約書の写し (5) 不動産販売図面(建築請負の場合は設計図書の写し) (6) 建築業許可通知書又は宅地建物取引業者免許証の写し (7) その他町長が必要と認める書類

2 住宅取得奨励事業及び住宅リフォーム支援事業について、特別な事由がない限り、既に補助事業の要件を達成しているときは補助金の交付の申請を認めないものとし、定住紹介奨励事業については定住希望者が取得した住宅に住所を定めた日から起算して1年を経過しているときは補助金の交付の申請を認めないものとする。ただし、住宅を購入して本町へ転入する新規転入者にあっては、当該購入に係る契約をした日から起算して3月以内に限り、既に補助事業の要件を達成し

ているときであっても、補助金の交付の申請を認めるものとする。

(補助金の交付決定)

- 第8条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、申請書類を審査し、補助事業として適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山元町移住・定住支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、規則第5条の規定により条件を付し、又は指示をすることができる。 このときは、交付決定に付した条件等(以下「交付条件」という。)を山元町移住・定住支援補助金交付決定通知書(様式第4号)に明示して通知するものとする。
- 3 町長は、前2項の規定において、補助金の適正な交付を行うために必要がある ときは、交付申請に係る事項に修正を加えた上で、交付すべき補助金の額を決定 することができる。

(交付申請の取下げ)

- 第9条 第7条及び次条の規定による申請をした者が、前条第1項及び同条第2項 又は第12条第1項の規定による通知があったときに、交付決定を受けた額及び 交付条件に不服があるときは、規則第7条の規定により、文書により交付申請の 取下げを行うことができる。
- 2 前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、取り下げた交付申請に係 る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容変更)

- 第10条 第8条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。
 -)が、次の各号のいずれかに該当したときは、規則第5条第1号又は同条第4号の規定に基づき、山元町移住・定住支援補助金事業変更承認申請書(様式第5号)と変更する内容について確認のできる書類を、速やかに町長に提出して、補助事業の内容変更について町長の承認を受けなければならない。
 - (1) 交付決定を受けた額の変更を伴う内容変更をするとき。
 - (2) 交付決定を受けた額の変更を伴わない軽微な内容変更をするとき。 (補助事業の廃止)
- 第11条 補助事業者が、補助事業を廃止するときは、規則第5条第3号又は同条 第4号の規定に基づき、山元町移住・定住支援補助金事業廃止承認申請書(様式 第6号)と廃止の内容について確認のできる書類を、速やかに町長に提出して、 補助事業の廃止について町長の承認を受けなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第12条 町長は、第10条第1項第1号による補助事業の内容変更の申請があったときは、規則第8条第1項の規定に基づき、申請書類を審査し、及び必要な調

査を行った上で、補助事業の変更内容を承認し、交付決定をした額を変更する決定をしたときは、山元町移住・定住支援補助金変更交付決定通知書(様式第7号)に新たな交付条件を明示して補助事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、第10条第1項第2号による補助事業の内容変更の申請があったときは、規則第8条第1項の規定に基づき申請書類を審査し、補助事業の内容変更を承認したときは、山元町移住・定住支援補助金事業変更承認通知書(様式第7号の2)により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 町長は、前条の規定による補助事業の廃止承認の申請があったときは、申請書類を審査し、補助事業の廃止を承認したときは、山元町移住・定住支援補助金廃止承認通知書(様式第7号の3)により、補助事業者に通知するものとし、併せて第18条の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助事業の完了報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の要件を達成し、補助金の交付を受けようとするときは、山元町移住・定住支援補助金実績報告書(様式第8号)に、次の表の第1欄に掲げる補助事業に応じて同表の第2欄に掲げる報告書類を添付して速やかに町長に提出することにより補助事業の完了報告と補助金の交付請求を行うものとする。

補助事業	報告書類
住宅取得奨励事業 (新築住宅取得)	(1) 山元町移住・定住支援補助金交付請求書(様式第 10号) (2) 補助事業者が取得した住宅に住所を定めたことが確認できる住民票謄本 (3) 住宅取得費の支払が確認できる領収書等の写し (4) 自己の名義による権利に関する登記を完了したことが確認できる建物全部事項証明書 (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による検査済証の写し(検査済証記載の工事種別が増築の場合に提出) (7) 土地購入費の支払が確認できる領収書等の写し(土地取得をした場合に提出) (8) 自己の名義による権利に関する登記を完了したことが確認できる土地全部事項証明書(土地取得をした場合に提出) (9) その他町長が必要と認める書類
住宅取得奨励事業 (中古住宅取得)	(1) 山元町移住・定住支援補助金交付請求書(様式第 10号)(2) 補助事業者が取得した住宅に住所を定めたことを

確認できる住民票謄本 (3) 住宅取得費の支払が確認できる領収書等の写し (4) 自己の名義による権利に関する登記を完了したこ とが確認できる建物全部事項証明書 (5) 自己の名義による権利に関する登記を完了したこ とが確認できる土地全部事項証明書 (6) その他町長が必要と認める書類 (1) 山元町移住・定住支援補助金交付請求書(様式第 10号) (2) 補助事業者がリフォームをした住宅に住所を定め たことを確認できる住民票謄本 (3) 別表第1に掲げる工事に要した経費の支払が確認 できる領収書等の写し 住宅リフォーム支 援事業 (4) 工事完了確認書の写し (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条 第5項の規定による検査済証の写し(建築確認申請 が必要な工事を行った場合) (6) 工事写真(工事前及び工事後の写真) (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、定住紹介奨励事業に係る完了の報告は要しないものとする。

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による補助事業の完了の報告があったときは、規則 第13条の規定に基づき報告書類を審査し、補助事業の完了を認めたときは、交 付決定(又は変更決定)した補助金の額を確定し、山元町移住・定住支援補助金 確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 補助事業者による補助金の交付請求は、山元町移住・定住支援補助金交付請求書(様式第10号)によるものとし、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

(住所変更の届出)

第16条 補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年以内に、補助事業者を含む世帯の全員が本町から転出するときは、住所変更届出書(様式第11号)と変更する内容について確認できる書類を、事前に町長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、住宅取得奨励事業及び住宅リフォーム支援事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、減失、交換又は貸付けしてはならない。ただし、補助金の交付の日の翌日から起算して5年間を経過した場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

- 第18条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 補助金の交付決定を取り消すとともに、山元町移住・定住支援補助金交付決定取 消通知書(様式第12号)により当該補助事業者に通知するものとする。ただし 、町長が相当の事由があると認めるときはこの限りでない。
 - (1) 第11条による補助事業の廃止承認の申請があったとき。
 - (2) 前条の規定に反して財産を処分したとき。
 - (3) 補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年以内に、補助事業者を含む世帯の全員が他市町村に定住する目的で新たに住所を定めたとき。
 - (4) 補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年以内に、補助事業者が実施 要綱第2条に定める公共料金を滞納したとき。ただし、分納誓約(確約)書等 を提出し分納計画を完全に履行している者を除く。
 - (5) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (6) 第8条第2項の規定による補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等 に違反したとき。
 - (7) 補助事業の要件を達成した日から起算して1年を経過しても補助事業の完了報告を行わないとき。
 - (8) この要綱、規則又は法令に違反したと認められるとき。
- 2 前項の規定は、第14条の規定により交付決定(又は変更決定)補助金の額を確定した後についても適用するものとし、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて補助事業者に返還を命じることができるものとする。ただし、補助金の交付の日の翌日から5年間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 町長は、第1項の通知を受けた者(同一の世帯の者を含む。)からの同じ補助 事業についての再度の交付の申請を認めないものとする。

(補助金の返環)

- 第19条 町長は、前条第1項の規定により交付決定の取消しを受けた補助事業者 が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、山元町移住・定住支援補助金 返還命令通知書(様式第13号)により、交付した補助金の返還を命じるものと する。
 - (1) 補助事業を廃止したとき。
 - (2) 第17条の規定に反して財産を処分したとき。ただし、災害等のやむを得ない事由により財産を処分したと認められるときを除く。
 - (3) 第15条の規定による補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年以内に、補助事業者を含む世帯の全員が他の市町村に定住する目的で新たに住所を定めたとき。
 - (4) 第15条の規定による補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年以内に、補助事業者が実施要綱第2条に定める公共料金を滞納したとき。ただし、

分納誓約(確約)書等を提出し分納計画を完全に履行している者を除く。

- 2 前項の規定により返還の命令を受けた補助事業者は、町長が定める期日までに 命令を受けた全額を返還しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を免除することができる。
 - (1) 死亡、疾病その他の事由に起因すると認められるとき。
 - (2) 労働契約又は就業規則に基づく雇用者の命令による転勤その他やむを得ない事由により一時的に他の市町村に住所を定めたとき。
 - (3) 災害等の事由により他の市町村に新たに住所を定め、定住したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当の事由があると認めるとき。
- 4 前項の規定により、補助金の返還免除を申請する者は、山元町移住・定住支援 補助金返還免除申請書(様式第14号)と免除理由について確認できる書類を、 速やかに町長に提出しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行規則)

- 1 この告示は、令和4年6月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに 交付決定のあった補助金に関する規定については、この告示の失効後も、なお効 力を有する。

(山元町行政サービス制限実施要綱の一部改正)

3 山元町行政サービス制限実施要綱(平成21年山元町告示第15号)の一部を 次のように改正する。

別表第2移住・定住支援補助金の項を削り、みやぎ結婚支援センター利用促進補助金の項の次に次のように加える。

移住・定住支援補助金

子育て定住推進課

附 則(令和5年3月17日告示第21号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は 、令和5年3月17日から施行する。

附 則(令和7年3月27日告示第29号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は 、令和7年3月31日から施行する。

別表第1 (第2条・第5条関係) 住宅リフォームの対象とする工事

工事の種類	工事の内容等
増築	既存の住宅に新たに住宅部分の建て増しをする工事、 又は既存の住宅の小屋裏物置等を用途変更して住宅部 分にする工事(既存住宅のある敷地内に新たに別棟で 建築する場合を含まない。)
改築	住宅の全部又は一部を除却して、引き続き用途、規模 、構造の著しく異ならない住宅(建て替えた後の床面 積の合計が従前の床面積の合計の1.5倍以下である もの。)を建築する工事
リフォーム	住環境の維持又は向上を図るために住宅内部に行う次に掲げる工事 (1) 既存の部屋の間取り変更、収納スペース確保等の工事(関連した電気設備の増設工事を含む。) (2) LDK改装等のキッチンリフォーム工事(システムキッチン導入工事を含む。) (3) 浴室全体のリフォーム工事(システムバス設置工事を含む。) (4) 洗面脱衣室全体のリフォーム工事(脱衣室を拡張する場合の衛生設備交換を含む。) (5) 非水洗トイレの水洗化工事(簡易水洗トイレの設置を除く。)、その他のトイレリフォーム工事(既設の普通便座を温水洗浄便座等に交換する工事を含む。) (6) 内装材(壁紙、床材、天井材)張り替え等の工事(7) 開口部の造作を伴う建具設置工事(8) キッチン、浴室及び洗面脱衣室、トイレ又は玄関の増設による多世帯同居改修工事(9) 建築基準法に基づくシックハウス対策として必要となる機械換気設備の設置工事(10) その他住環境の維持又は向上を図るための工事

別表第2(第2条関係) 住宅リフォームの対象としない工事

工事の種類	工事の内容等
居住を目的としな い一戸建て居住専 用住宅の工事	(1) 店舗、事務所その他の用途を兼ねる住宅の非住宅部分の工事(2) その他居住用以外の用途に供される住宅の工事(3) 住宅の解体のみを行う工事

附属建物に係る 工事	(1) 住宅から独立した小屋、物置、車庫等の工事
工作物に係る工事	(1) 門、塀等の工事 (2) 敷地内で行う舗装、排水、造園植栽等の工事 (3) その他の外構工事
建物外観・外装に 係るリフォーム	(1) 屋根の張替え、ふき替え、重ね張り等の工事 (2) 外壁の張替え、重ね張り、塗装等の工事 (3) その他の外観・外装工事
住宅設備機器の交換リフォーム	(1) 住宅用照明器具、コンセント、インターホン、L AN配線等の電気設備の交換又は設置 (2) ガスコンロ、IHクッキングヒーター、レンジフード、調理台、シンク、収納等のちゅう房・調理設備の交換又は設置 (3) 給湯設備、ガス設備等の交換又は設置 (4) 既設の浴槽、浴室用水栓金具等の浴室用設備の交換、浴室暖房乾燥機等の設置 (5) 既設の洗面化粧台、洗面器、手洗器、電気温水器等の衛生設備の交換、脱衣所暖房機等の設置 (6) ルームエアコン、換気扇、床暖房等の空調・換気設備、冷暖房設備の交換又は設置 (7) 雨どい、合併浄化槽等の排水設備及び雨水貯留槽等の雨水活用設備の交換又は設置 (8) その他の住宅設備機器の交換、購入した家具等の設置
住宅の維持管理に 係る工事等	(1) 床下の防湿対策のために行う工事 (2) ハウスクリーニング、排水管清掃等の作業 (3) 害虫の駆除又は防除のための作業 (4) その他住宅の維持管理のために行う工事
バリアフリーに係 る性能向上リフォ ーム工事	住宅性能向上リフォームのうち、加齢対応構造等のバリアフリー対策のために行う次に掲げる工事 (1) 玄関又はアプローチ段差の解消等を行う工事 (2) 階段、廊下、浴室又はトイレの手すり等の設置工事 (3) 車椅子使用が可能な出入口、トイレ等への改修工事 (4) その他バリアフリー対策のために行う改修工事
省エネルギー対策 のための性能向上 リフォーム工事	住宅性能向上リフォームのうち、省エネルギー対策の ために行う次に掲げる工事 (1) 太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事

	(2) 壁、床、天井等に断熱材を設置する工事 (3) 内窓の設置、窓枠の交換等による開口部の断熱工事 (4) その他省エネルギー対策のために行う工事 (5) 住宅用省エネルギー機器の設置
耐久性能に係る性 能向上リフォーム 工事	住宅性能向上リフォームのうち、耐久性能又は耐震性能を向上させるために行う次に掲げる工事 (1) 構造く体の劣化対策工事 (2) 構造材の補修、交換、補強等を行う工事 (3) 屋根、外壁等の防水性や通気性を高めるための工事 (4) 屋根、外壁に行う断熱、遮熱塗装等の工事 (5) 耐震性を向上させるための改修工事 (6) その他耐久性能又は耐震性能を向上させるために行う工事

年 月 日

山元町長 殿

(申請者) 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名

山元町移住·定住支援補助金交付申請書

山元町移住・定住支援補助金の交付を受けたいので、山元町移住・定住支援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	住宅取得奨励事業(様式第1号別紙1)	
	住宅リフォーム支援事業(様式第1号別紙2)	
	定住紹介奨励事業(様式第1号別紙3)	
2 有	甫助金交付申請額	円

1 補助事業の種類(該当する事業の□にチェック)

様式第1号別紙1

補	助事業名	住宅取得奨励事業				
世	申請区分	□新婚世帯 □子育て世帯 □新規転入者				
帯	申請者氏名	生年月日 年 月 日				
の	配偶者氏名	生年月日 年 月 日				
状	最年少の子の 氏 名	生年月日 年 月 日				
況	電話番号	婚 姻 日 年 月 日				
取	区 分	□新築 □中古 入居(予定)日 年 月 日				
得 す	建 築 地 又は所在地	山元町				
る	建築業者	住所又は 所 在 地				
住宅	又は販売業者(中古住宅の	名称又は 氏 名				
の 状	場合は売主)	電話番号 — —				
況	建物価格	円 契約年月日 年 月 日				
土		住所又は 所 在 地				
地	土地の売主(売買契約の	名称又は 氏 名				
の状	相手方)	電話番号 — —				
況	土地価格	円 契約年月日 年 月 日				
【処理欄】	①新築住宅取得 ※住宅取得費が基本補助額以下の場合は住宅取得費の額を基本補助額として算定 基本補助額 □新規転入者で新婚世帯又は子育て世帯の者 【150万円(※)】 □ 町内在住者等で新婚世帯又は子育て世帯の者【120万円(※)】 □新規転入者【50万円(※)】 加算補助額 □町内事業者【30万円】 □土地取得【20万円】 □指定区域【30万円】 □坂元地区転入者【30万円限度】 □ Uターン世帯【10万円×世帯員 人】 補助算定額 円 ②中古住宅取得 ※住宅取得費が基本補助額以下の場合は住宅取得費の額を基本補助額として算定					
	基本補助額 口第 (千円未満切捨て) 口町 口第					

様式第1号別紙2

補	助事業名	住宅リフォーム支援事業			
世	申請区分	□新婚世帯 □子育て世帯 □Uターン世帯			
帯	申請者氏名	生年月日 年 月 日			
の	配偶者氏名	生年月日 年 月 日			
状	最年少の子の 氏 名	生年月日 年 月 日			
況	電話番号	婚 姻 日 年 月 日			
エ	区 分	□ 自己所有 □ 親族所有(所有者の続柄)			
事す	所 在 地	山元町			
る住宅の状	施 工 業 者 (請負契約の 相手方)	住所又は 所 在 地 名称又は 氏 名 電話番号			
況	契約金額	円 契約年月日 年 月 日			
住宅リフォーム ※対象となる工事費の1/3の額を基本補助額として算定 基本補助額 □新規転入者で新婚世帯又は子育て世帯の者 【上限50万円(※)】 (行用精調婚で) □町内在住者等で新婚世帯又は子育て世帯の者【上限50万円(※)】 加算補助額 □町内事業者【10万円】 □Uターン世帯【10万円×世帯員 人】 補助算定額 円					

様式第1号別紙3

補助事業名		定住紹介對	受励事業			
申	建築業者 又は販売業者	住所又は 所 在 地				
請者		名称 ス ス 名				
の状	(不動産仲介業者)	電話番号		_	_	
況		住宅関連 業の種別	□建設業	□ 宅地建物	加取引業	
定		住 所	山元町			
住紹	定住希望者 (住宅取得者)	氏 名				
介		電話番号		_	_	
の状	定住紹介に係 る契約成立日	年	月 日	転入した日	年	月 日
況	定住紹介内容	□ 新築住	E宅取得]中古住宅取得	身 □土地耳	文 得
【処理欄】	定住紹介 基本補助額 □定 補助算定額	E住希望者【10	万円】 <u>円</u>			

様式第2号(第7条関係)

誓 約 書

年	月	日

山元町長

殿

山元町移住・定住支援補助金の申請にあたり、下記のとおり誓約いたします。

(内容を確認いただき、□にチェックを入れてください。)

町内で5年以上の期間定住をすることを誓約します。
山元町に納付すべき町税及び公共料金を滞納しないことを誓約します。
自治組織に加入し、地域活動等に参加することを誓約します。
山元町移住・定住支援補助金交付要綱第18条各号のいずれかに該 当することになったときは、同要綱第19条の規定による返還命令に 従うことを誓約します。

※各項目の□にチェックが入っていない場合は、山元町移住・定住支援補助金の交付申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

(申請者) 住所

氏名

(世帯員) 氏名

氏名

氏名

山元町移住・定住支援補助金定住紹介証明書

			年	月	日
山元町長	殿				
		住所			
		氏名		囙	
 年 月 住・定住支援補助金(信 住紹介により住宅等を取	主宅取得奨励				
		記			
住宅関連業者の名称					
住所又は所在地					
定住紹介の内容		宅取得 □ 中古住宅 ご建築のための土地取			

山元町指令第号

住所又は所在地 氏名 又は名 称 及び代表者氏名

山元町移住·定住支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった山元町移住・定住支援補助金の交付について、山元町補助金等交付規則第4条及び山元町移住・定住支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

山元町長印

記

- 1 補助事業の種類 事業
- 3 交付の条件等
 - (1) 本決定通知書は、交付する補助金の額の決定を通知するものであり、補助金の交付を確約するものではありません。補助金の目的に反して定められた期間の定住ができないとき又は山元町移住・定住支援補助金交付要綱第17条の規定に該当したときは、交付決定を取り消します。
 - (2) 補助金の交付請求は、補助事業の完了後に、完了の報告とあわせて定められた期間までに請求いただくことになります。
 - (3) 補助事業の内容変更をするときは、速やかに変更承認申請書を提出することにより、町長の承認を受けてください。
 - (4) 補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告し、また、補助事業等を廃止するときは、事業廃止承認申請書を提出することにより、町長の承認を受けてください。

山元町長 殿

(申請者) 住所

氏名

山元町移住・定住支援補助金事業変更承認申請書

した		山元町	定住才 移住・	泛援補助	山元町指令第 金について、 援補助金交付	下記のと	おり補助事	事業の内容	Fを変更
					記				
1	変更する	る補助事	業の種	種類と内 きんしょう	容(該当する	る事業の□	にチェック	")	
] 住宅耶	文得奨励	事業		(変更内容)
	」住宅り	リフォー	-ム支援	姜事業	(変更内容)
2	補助事業	美変更の	理由						
3	交付決定	ぎ額の変	更	□変更な	あり				
				(交	付決定額)			円	
				(変	更由語額)			П	

□変更なし

_		
年		H
/ ₩	н	
	Н	11

山元町長 殿

(申請者) 住所

氏名

山元町移住・	定住支援補助金事	業廃止承認申請書	
年 月 日本 ました山元町移住・定住支援ので、山元町移住・定住支援を ので、山元町移住・定住支援を えて申請します。	補助金について、		業を廃止したい
	記		
1 廃止する補助事業の種類□ 住宅取得奨励事業□ 住宅リフォーム支援事業	(事業廃止日	年 月	旦)
2 補助事業廃止の理由			
3 既に交付された補助金	□あり <u></u>		<u>円</u>

山元町指令第号

住所

氏名

山元町移住・定住支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで事業変更承認申請のあった山元町移住・定住支援補助金の交付について、山元町補助金等交付規則第8条第1項及び山元町移住・定住支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり変更決定したので通知します。

年 月 日

山元町長印

記

- 1 変更する補助事業 事業
- 3 交付の条件等
 - (1) 本決定通知書は、 年 月 日付け山元町指令第 号で交付決定した補助金の額の変更を通知するものであり、承認した補助事業の変更内容は山元町移住・定住支援補助金事業変更承認申請書に記載のとおりとします。
 - (2) 補助金交付の条件等については、上記のほか、 年 月 日付け 山元町指令第 号で通知した山元町移住・定住支援補助金交付決定通知 書に記載のとおりとします。

様式第7号の2 (第12条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

住所

氏名

山元町長

山元町移住 • 定住支援補助金事業変更承認通知書

年 月 日付けで事業変更承認申請のあった山元町移住・定住支援補助金について、山元町補助金等交付規則第8条第1項及び山元町移住・定住支援補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり補助事業の変更を承認したので通知します。

記

1 変更する補助事業

事業

- 2 変更承認の条件等
 - (1) 本通知書は、 年 月 日付け山元町指令第 号で交付決 定した補助金に係る補助事業の変更承認を通知するものであり、変更内容は山 元町移住・定住支援補助金事業変更承認申請書に記載のとおりとします。
 - (2) 補助金交付の条件等については、上記のほか、 年 月 日付け 山元町指令第 号で通知した山元町移住・定住支援補助金交付決定通知 書に記載のとおりとします。

様式第7号の3 (第12条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

住所

氏名

山元町長

山元町移住·定住支援補助金事業廃止承認通知書

年 月 日付けで事業廃止承認申請のあった山元町移住・定住支援補助金について、山元町移住・定住支援補助金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり補助事業の廃止を承認したので通知します。

記

- 1 廃止する補助事業 事業
- 2 事業を廃止する日 年 月 日

	—	-
年	月	H

山元町長 殿

(申請者) 住所

氏名

山元町移住·定住支援補助金実績報告書

年 月 日付け山元町指令第 号で交付決定の通知がありました山元町移住・定住支援補助金について、下記のとおり補助事業を完了したので、山元町移住・定住支援補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 7	補助事業の種類と事業完了の	日(該当する事	業の□にチェ	ック)	
	住宅取得奨励事業	(事業完了日 _	年	月	旦)
	住宅リフォーム支援事業	(事業完了日 _	年	月	<u> 月</u>)

山元町指令第号

住所

氏名

山元町移住・定住支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった山元町移住・定住支援補助金について、山元町補助金等交付規則第13条及び山元町移住・定住支援補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

		山元町長	印
		記	
1	補助金の交付決定額		
2	補助金の交付確定額		
3	交付済みの補助金額		
4	補助金の振込予定日	年 月 日	

- 5 交付決定の取消し及び補助金返還の条件等
 - (1) 山元町移住・定住支援補助金交付要綱第17条の規定に該当した場合は、交付決定を取り消します。
 - (2) 上記において、山元町移住・定住支援補助金交付要綱第18条の規定に該当した場合には、交付した補助金を返還していただきます。

年	月	日
平	月	口

山元町長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

山元町移住・定住支援補助金交付請求書

年 月 日付け山元町指令第 号で交付決定の通知がありました山元町移住・定住支援補助金について、山元町移住・定住支援補助金交付要綱第 15条の規定により、下記のとおり支払いを受けたいので請求します。

記

1	裤	前助事業	をの種類	(該当す	る事業の□に	チェック)	
		住宅取	(得奨励	事業			
		住宅リ	フォー、	ム支援事	業		
		定住紹	3介奨励	事業			
2	補	前助金の	交付確定	定額			円
3	補	前助金の	請求金額	項 			<u>円</u>
4	振	長込指定	口座		金融機関名 支 店 等 名		
					口 座 番 号 (フリガナ) 口座名義人	普通・当原	莝

年 月 日

山元町長 殿

(届出者)住 所氏 名電話番号

住所変更届出書

年 月 日付け山元町指令第 号で補助金の額確定を受けた住所の変更がありますので、山元町移住・定住支援補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

変更(予定)年月日	年	月	日		
変更前の住所					
変更後の住所					
変更の理由					

※変更内容が確認できる書類を添付すること。

第		号
圧	Ħ	

住所

氏名

山元町長

山元町移住·定住支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け山元町指令第 号で交付決定をした山 元町移住・定住支援補助金について、山元町補助金等交付規則第16条及び山元町 移住・定住支援補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり交付決定を取 り消したので通知します。

記

- 1 補助事業の種類
 事業

 2 交付決定額
 円

 3 交付取消額
 円
- 4 取消の根拠 山元町移住・定住支援補助金交付要綱第18条第1項 第 号の規定による。
- 5 取消の理由

山元町指令第 号

住所

氏名

山元町移住・定住支援補助金返還命令通知書

年 月 日付け山元町指令第 号で交付決定をした山 元町移住・定住支援補助金について、山元町補助金等交付規則第17条及び山元町 移住・定住支援補助金交付要綱第19条の規定により、下記のとおり返還するよう 通知します。

年 月 日

山元町長 印

記

1	補助事業の種類			事業	É
2	返還すべき金額				円
3	返還期限		年	月	<u>日</u> まで
4	返還方法	別紙	納入通知書	による。	

年 月 日

山元町長 殿

申請者 住所 氏名

山元町移住・定住支援補助金返還免除申請書

年 月 日付け第 号で額確定通知があったこのことについて、山元 町移住・定住支援補助金支給要綱第19条の規定に基づき、補助金の返還免除を下 記のとおり申請します。

記

補	助	金	交	付	日		年	月	日	
補	,	助	金	:	額				円	
返	還	免	除	理	田					

※返還免除を申請する内容が確認できる書類を添付すること。